民進党	支部の数	四七〇	四八九
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	四七〇	四八九
希望の党	支部の数	六〇	一〇
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	六〇	一〇
自由民主党	支部の数	七六四〇	七六四一
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七六四〇	七六四一
自由民主党	支部の数	七六三九	七六四〇
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七六三九	七六四〇
自由民主党	支部の数	七六三九	七六三九
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七六三九	七六三九
日本維新の会	支部の数	一三五	一四四
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	一三五	一四四
自由民主党	支部の数	七六四三	七六三九
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七六四三	七六三九
自由民主党	支部の数	七六四四	七六四三
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七六四四	七六四三
自由民主党	支部の数	七六四四	七六四四
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七六四四	七六四四
	届出年月日	平成三十年一月四日	平成三十年一月十一日
			平成三十年一月十二日
			平成三十年一月十五日

○総務省告示第百十六号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の平成三十年一月一日を基準日とする届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十九日

総務大臣　野田　聖子

一　希望の党

(一)	政党の名称	希望の党（略称　希望）
(二)	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町一―一一―四
(三)	代表者	氏名　玉木雄一郎　住所　香川県さぬき市寒川町神前二九三三―一
(四)	会計責任者	細野　豪志　静岡県三島市西若町六―五
(五)	会計責任者の職務代行者	品田　瑞季　東京都練馬区桜台一―二五―七
(六)	会計監査を行うべき者	西岡　秀子　長崎県長崎市館内町五―一六
(七)	所属国会議員	

氏名	住所	選出区分	選挙期日	届出年月日	生年月日	選任年月日	
山岡　達丸	北海道苫小牧市拓勇東町八―一―三	衆議院議員北海道	平成二十年十月二十二日	平成三十年一月十二日	昭和四十四年五月一日	平成二十年十一月十四日	同党に所属する候補者として、前回の衆議院議員の総選挙又は前回若しくは前々回の参議院議員の通常選挙において選出されたときは、○
階　猛	岩手県盛岡市馬場町六―一八	衆議院議員岩手県第一区	平成二十年十月二十二日		昭和四十六年八月二十一日	平成二十年十月三十一日	
緑川　貴士	秋田県大館市南神明町九―一九	衆議院議員北区	平成二十年十月二十二日		平成二年八月十五日	平成二十年十月三十一日	
小熊　慎司	福島県会津若松市一箕町松長一―一―四	衆議院議員東北区	平成二十年十月二十二日		昭和三十九年三月十五日	平成二十一年十月十四日	
寺田　学	秋田県秋田市御所野地蔵田五―二二―一三	衆議院議員東北区	平成二十年十月二十二日				
浅野　哲	茨城県日立市神峰町四―一三―三	衆議院議員北関東区	平成二十年十月二十二日				
青山　大人	茨城県土浦市荒川沖西二―四―四	衆議院議員北関東区	平成二十年十月二十二日				
大島　敦	埼玉県北本市宮内七―七〇―一	衆議院議員埼玉県第六区	平成二十年十月二十二日				
小宮山泰子	埼玉県川越市新富町一―一〇―三	衆議院議員北関東区	平成二十年十月二十二日				